

## クリーニング所における施設基準

項目	施 設 基 準	クリーニング所における衛生管理要領の指導基準
1 施設の区画、 区分	クリーニング所は、他の施設と隔壁等により区画すること。 (条例第2条別表1(1))	(1) クリーニング所は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。 (2) クリーニング所は、居室、台所、便所等の施設及び他の営業施設と隔壁等により区分されていること。
2 天 井	天井は、じんあいの落下を防ぎ、清掃しやすい構造とすること。(条例第2条別表1(2)) (天井は平滑であることが望ましい。)	
3 採光、照明 換気	採光、照明及び換気を十分にすること。(条例第2条別表1(3))	(1) クリーニング所内の採光、照明及び換気が十分行える構造設備であること。 (2) 受渡し場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、300LUX以上であることが望ましいこと。 (3) ドライクリーニング処理を行う施設には、局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けるなど有機溶剤使用に伴い生じる悪臭等による周辺への影響についても十分配慮すること。また、気化溶剤の回収を行うための有機溶剤回収装置を備えることが望ましいこと。
4 洗 濯 物	(1) 洗濯物を洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものに区別しておくこと。 (法第3条第3項第2号) (2) 洗濯物をその用途に応じて区分して処理すること。 (法第3条第3項第3号) (3) 伝染性の疾病の病原体による汚染の恐れのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果	(1) クリーニング所には、未洗濯のものと洗濯済みのものと区分して入れる設備又は容器を備えること。 (2) 洗濯物を運搬する車には、未洗濯のものと仕上げの終わったものを区分して入れる専用の容器等を備えること。 (3) リネンサプライ等クリーニング所は、回収した洗濯物の種類及び汚れの程度に応じた選別を行い別々に区分して処理すること。 (4) 仕上げの終わった洗濯物の格納設備は、汚染のおそれのない場所に設けること。 (5) 消毒を要する洗濯物(規則第1条)を取り扱うクリーニング所には、次のものを備えること。

	<p>を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。(法第3条第3項5号) [消毒を要する洗濯物は、規則第1条に規定]</p> <p>(4) 洗濯の終わらない洗濯物の受渡口と洗濯又は仕上げの終わった洗濯物の受渡口とを区分すること。</p> <p>(条例第2条別表1(4))</p>	<p>ア 未消毒の洗濯物を置く専用の場所又は容器</p> <p>イ 消毒設備(ただし、消毒の効果を有する洗濯方法により処理される場合は、この限りではない。)</p>
5 受渡口	<p>洗濯物は、洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分して棚、容器等に保管し、かつ、その区分を表示すること。</p> <p>(条例第2条別表1(5))</p>	<p>受渡し場には、取扱数量に応じた適当な広さの受渡し台を備えること。</p>
6 機械、器具	<p>(1) 営業者は、洗濯物の洗濯をするクリーニング所に、業務用の機械として洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。(法第3条第2項)</p> <p>(2) クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。))並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。</p> <p>(法第3条第3項1号)</p>	<p>洗濯物の処理を行うクリーニング所には、洗濯物を適正に処理できる業務用設備として、洗濯機及び脱水機(又は洗濯脱水機)等を備え、また、乾燥機、プレス機及び給湯設備等を備えることが望ましいこと。</p>
7 手洗い設備	<p>手洗い用消毒薬を備え、作業の前後に手指の消毒を行うこと。</p> <p>(条例第2条別表1(6))</p>	
8 消毒設備	<p>適宜施設の消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を行うこと。</p> <p>(条例第2条別表1(7))</p>	
9 従業者管理	<p>業務に従事する者の身体及び衣服を常に清潔に保つこと。</p> <p>(条例第2条別表1(8))</p>	

10 選 別 場	<p>(1) 作業を行うのに適当な広さ とすること。 (条例第2条別表2(1))</p> <p>(2) 床は、清掃しやすい構造と すること。 (条例第2条別表2(2))</p> <p>(3) 選別場の用途以外の用途に 使用しないこと。 (条例第2条別表2(3))</p>	<p>(1) 受渡し場、洗濯場（選別場、洗い場、乾燥 場等）及び仕上げ場は、洗濯物の処理及び衛 生保持に支障を来さない程度の広さ及び構 造であって、それぞれが区分されているこ と。</p> <p>(2) 洗濯場は、受渡し場及び仕上げ場と隔壁等 により区分されていることが望ましいこと。</p> <p>(3) 洗濯場の床及び腰張りは、コンクリート、 タイル等の不浸透生材料を使用し、清掃が容 易に行える構造であること。</p>
11 洗 い 場	<p>(1) 洗い場については、床が不浸 透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものを いう。）で築造され、これに適当 な勾配と排水口が設けられて いること。 (法第3条第3項4号)</p> <p>(2) 床面積は、おおむね9.9㎡以 上とすること。 (条例第2条別表3(1))</p> <p>(3) 側壁は、床面からおおむね1 mを不浸透生材料（コンクリー ト、タイル等汚水が浸透しない ものをいう。）で築造し、清掃し やすい構造とすること。 (条例第2条別表3(2))</p> <p>(4) 洗い場の用途以外の用途に 使用しないこと。 (条例第2条別表3(3))</p> <p>(5) 洗濯に使用する薬品は、その 容器に品名を表示し、戸棚等に 格納すること。 (条例第2条別表3(4))</p> <p>(6) 洗濯に使用した水は、速やか に排水すること。 (条例第2条別表3(5))</p>	<p>(4) 仕上げ場には、洗濯物の仕上げを行うため の専用の作業台を設けること。</p>
12 仕 上 場	<p>(1) 作業を行うのに適当な広さ とすること。 (条例第2条別表4(1))</p>	

	<p>(2) 床は、清掃しやすい構造とすること。 (条例第2条別表4(2))</p> <p>(3) 仕上場の用途以外の用途に使用しないこと。 (条例第2条別表4(3))</p>	
13 取次所	<p>(1) 作業を行う場所の床面積は、3.3 m<sup>2</sup>以上とすること。 (条例第2条別表5(1))</p> <p>(2) 床は、清掃しやすい構造とすること。 (条例第2条別表5(2))</p>	
14 排水		<p>(1) ランドリー処理(水洗いによる洗濯物の処理)を行うクリーニング所の床面は、容易に排水ができるよう適当な勾配を有し、排水口が設けられていること。排水設備には、阻集器(トラップ)を設けることが望ましいこと。</p> <p>(2) クリーニング所の周囲は、排水が良く清掃しやすい構造であること。</p> <p>(3) し尿の付着している洗濯物(おむつ等)を洗濯するクリーニング所には、し尿を洗濯する前に処理するための場所又は設備を設け、当該処理排水の浄化設備を設けること。ただし、排水が適正に処理される場合は、この限りでない。</p>
15 その他		<p>(1) 洗濯物の処理のために洗剤、有機溶剤、しみ抜き薬剤、消毒剤等を使用するクリーニング所には、専用の保管庫又は戸棚等を設けること。</p> <p>(2) 洗濯物の処理を行うクリーニング所の作業場内には、しみ抜きを行う場所を設け、適当な位置に機械的換気設備を設けることが望ましいこと。</p> <p>(3) ドライクリーニング処理を行うクリーニング所には、有機溶剤の清浄化に伴って生じるスラッジ等の廃棄物を入れるふた付の容器を備えること。</p>